

# 公 示

平成 31 年 3 月 8 日

次のとおり、契約の相手方を公募します。

奄美産業活性化協議会  
代表 朝 山 毅

## 1 業務名

平成 31 年度「奄美版 おもてなし（接遇・英会話）人材育成プログラム」構築業務

## 2 業務の主旨・目的

本業務は、奄美群島の世界自然遺産登録を見据え、地域の観光関連事業所で今後増加することが想定される観光客（外国人含む）に対し、奄美の独自性（自然・文化・歴史等）を活かした「おもてなし」ができる人材の創出・育成を目的とした、Eラーニング（e-learning）プログラム（おもてなしプログラム）の構築を行うものである。

## 3 業務内容

本業務は平成 29 年度から 31 年度までの 3 ヶ年で実施するおもてなしプログラム構築計画の 3 年目に相当するものである。

平成 29 年度は主として以下の項目を実施した（プログラムの構築計画の全体スケジュールは別紙参照）。

- (1) おもてなしプログラムのターゲット・到達目標の明確化
- (2) おもてなしプログラムターゲットの課題・ニーズの把握
- (3) おもてなしプログラム構成の検討
- (4) おもてなしプログラム詳細シナリオ骨子の作成

平成 30 年度は主として以下の項目を実施した（プログラムの構築計画の全体スケジュールは別紙参照）

- (1) おもてなしプログラム（外国人おもてなし大作戦 in 奄美）の  
動画詳細シナリオ、絵コンテの作成
- (2) おもてなしプログラムの動画撮影に使用する英会話ツール等の作成
- (2) おもてなしプログラムのロケ動画撮影
- (3) おもてなしプログラムの解説動画撮影
- (4) 公開セミナーにおいて地元観光関係者への公開、およびアンケートによる意見収集

前々年度、および前年度の実施内容を踏まえ、平成 31 年度は主として以下の項目を実施する（詳細については別紙仕様書のとおり）。

- (1) おもてなし Web サイトの構築
- (2) おもてなし動画、研修テキスト等の完成と公開
- (3) おもてなし検定の実施
- (4) 自立的整備プランおよび普及プランの作成

#### 4 参加資格

- (1) これまでに、国または地方公共団体（市町村が会員となる協議会を含む）が実施した企画競争において本業務と同程度の「おもてなし研修／検定プログラム」を製作した実績を有すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて協議会と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 公示の日から参加意思表示期限までの期間に、国又は地方公共団体から入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ウ 暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者
- (8) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 5 公募方式を適用する理由

「奄美版 おもてなし（接遇・英会話）人材育成プログラム」構築業務の実施に際し、契約相手方の選定に当たっては、e-learning プログラム開発に関する専門分野の知識・経験が不可欠であるが、当該プログラム開発の能力・実績を有する者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認する必要があるため、公募を行うこととする。

なお、公募を行った結果、当該要件を満たす者が複数存在した場合は、※プロポーザル方式を行うこととする。

※本業務が平成 29 年度から 31 年度までの 3 ヶ年で実施するおもてなしプログラムの構築計画であり、各年度で実施する業務内容が密接に連動していること、さらには、専門性を要する業務であるため。

## 6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、入札への参加を希望する者は、以下により  
意志表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成 31 年 3 月 22 日（金） 17 時 15 分まで
- (2) 意思表示方法 記入・押印した意思表示用紙（別添 1）、誓約書（別添 2）を持参若しくは郵送により下記に提出すること。
- (3) 〒894-0012 鹿児島県奄美市名瀬小俣町 20 - 1 - 2 階  
奄美産業活性化協議会 実践支援員 城 博哉（キズキヒロヤ）

## 7 業務の継続条件について

本業務が厚生労働省による「実践型地域雇用創造事業」の一環で実施しており、平成 29 年度、および平成 30 年度における事業全体のアウトプット指標（事業利用者数）、アウトカム指標（事業利用者から雇用、就職に結びついた数）の達成が平成 31 年度への事業継続条件となっております。

よって、上記指標の達成できない場合には、平成 31 年度への事業継続ができない可能性もあり得ます。